

# 主な保証制度一覧 (秋田県制度)

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。  
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和4年4月1日現在

制度名		略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関※⑫	備考	
中小企業振興資金	一般資金	振興固定	1億円	運転設備 7年	1.95	1.55以内 (※②)	必要に応じ		借入から完済まで借入利率が一定となります。	
		振興変動		運転設備 10年					1.70 (※⑤)	借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
		SDGs推進枠 固定		運転設備 15年					1.75	経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDGsパートナー登録制度」、「秋田県健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て支援知事表彰」のいずれかを取得している企業が対象となります。
	小規模事業振興資金	マール小	(県小口と合算で) 2,000万円	運転設備 7年	1.95	0.45以内 (※③)		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。		
	流動資産融資保証	県ABL	1億円	1年(更新可)	1.60	0.68以内	在庫または売掛債権のみ		在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。	
中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0	原則不要		災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。(市町村の罹災証明が必要です。)		
経営安定資金	経営安定資金(通常枠)	受注減	8,000万円	10年	1.55	1.55以内 (※②)	必要に応じ		この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上	
		連倒				1.55以内 (※③)			倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有する企業が対象です。	
	経営力強化枠	経営力強化	2億円	運転設備 5年	1.55	1.40以内		外部の専門家のサポートを受けながら経営力強化に取り組まれる場合に、保証料率の引き下げを行い支援します。		
	借換枠	借換	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内		既存の緊急経済対策枠、23年地震資金及びコロナ関連制度等の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。		
	特別改善枠	経営安定再生	8,000万円	12年	1.95	1.55以内 (※②)			中小企業活性化協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。	
	5,000万円	中小企業活性化協議会の支援を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。								
	新型コロナウイルス感染症対策枠	経営安定対策	8,000万円	10年	1.35 (※⑧)	1.40以内 (※⑨)	原則不要		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少している方が対象です。	
秋田県伴走支援型特別保証(ウィズ・アフターコロナ枠)	県伴走特別	6,000万円	10年	1.55	1.15以内 (※⑩)	必要に応じ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金円滑化を支援すると共に金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を支援します。		
事業革新資金	秋田県事業再生計画実施関連保証<感染症対策型>(事業再生枠)	県改善サポ感染	2億8千万円	15年	1.75	0.2			新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達を支援します。	
	事業革新資金	新事業事業革新	1億円(※⑭)	10年	1.30	0.60以内	必要に応じ	三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合	この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農工商応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場(海外を含む)進出による事業展開を図ろうとする方	
事業承継資金	事業革新資金賃金水準向上枠	事業革新(賃金向上)	2億円			0			上記③または④に該当する方で賃金水準向上計画を策定している方。	
	秋田県事業承継資金	県事業承継	1億円(※⑥)	10年	1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けた方は1.10%)	0	必要に応じ		次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人(新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。) ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方	
	秋田県事業承継資金融資特別保証(経営者保証特別枠)	バトンタッチ	2億円	10年	1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は1.10%)	0			事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。	
その他	秋田県経営承継借換資金融資制度(経営者保証特別枠)	県経営承継	2億円	10年	1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は1.10%)	0	必要に応じ		経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。 秋田県事業承継ネットワーク事務局が雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率の引き下げます。	
	再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円	15年	1.30	1.07以内			発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。	
	再生可能エネルギー導入支援資金	エネルギー支援	2億8千万円			1.55以内 (※④)	発電事業を行う方の必要資金を支援します。			
	中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.30	0.60以内			異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。	
	中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.55	0.60以内			農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く)	
賃金水準向上資金融資保証(中小企業特定社債保証)	賃金水準向上(社債)	5億6千万円(※⑪)	2年~7年	金融機関所定	0	原則として保証金額が2億円を超える場合は担保が必要		適債基準を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定している方が対象です。		
責任共有制度の対象除外資金	秋田県小口零細企業保証	県小口	2,000万円(※⑬)	運転設備 7年	1.75	0.50以内	原則不要		従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。	
	秋田県創業支援資金	県創業関連創業等関連	3,500万円	10年	1.30 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%)	0.60以内	不要		これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。	
		女性・若者支援枠	2,500万円							1.10
秋田県再建企業特別融資資金	県再起	3,500万円(※⑯)	10年	金融機関所定	0.70以内	不要		過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。		
	県事業再生	1億円	1年	金融機関所定	1.2以内	必要に応じ		法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。		

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号~4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。(県ABL、借換枠、エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く) ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。  
 ※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※④ セーフティネット5号・7号認定を併用する場合の保証料率は、0.76%となります。 ※⑤ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑥ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円 ※⑦ 創業支援資金をお使いの方は別途限度額の定めがございます。詳しくはお問い合わせください。 ※⑧ セーフティネット保証4号に該当する場合は、▲0.2ポイントとなります。 ※⑨ セーフティネット保証を併用する場合は保証料率は0%となります。 ※⑩ セーフティネット4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)の認定を併用する場合又はセーフティネット5号(売上高等の減少を要因とするものに限る)を併用する場合で減少率が15%以上または最近1ヵ月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算書の月平均売上高等と比較して15%以上減少している場合は、保証料率が0.2%となります。 ※⑪ 保証限度額は4億5千万円となります。 ※⑫ 「賃金水準向上(社債)」は、秋田県信用組合、北日本銀行、あすか信用組合を除く金融機関、「県小口」は商工組合中央金庫を除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※⑬ 既存の信用保証協会保証付融資残高との合計で2,000万円以内が上限となります。 ※⑭ 環境調和型産業集積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。

# 秋田県制度 Pick Up

## 秋田県貸金水準向上資金融資保証（中小企業特定社債保証）

生産性の改善や規模拡大により、貸金水準の向上に取り組みようとする県内中小企業者に対して、疑似資本ともいえる長期安定的な資金調達を支援する制度です。

- 本制度の特徴  
 ○2年から7年後の一括返済が可能です。  
 ○県から信用保証料の全額補給が受けられます。  
 ○計画終了年度まで毎年金融機関に計画の実行状況の報告が必要です。  
 ※本制度は取扱い金融機関に対し、保証料及び事務委託手数料等が別途発生します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

以下の要件に該当する方がご利用できます。  
利用要件チェック  
 次の適債基準表の純資産総額のいずれかに該当し、①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を満たし、給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を3年以上実施するための計画を策定している方

### <適債基準>

項目	純資産の額			発行限度額	発行期間	発行利率	保証料率	資金使途
	5千万円以上 3億円未満 (1)	3億円以上 5億円未満 (2)	5億円以上 (3)					
① 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	5億6千万円	2年以上7年以内	金融機関所定	0%（全額県補給）	事業を実施するために必要な資金。ただし、金融債務の返済資金を除く。
② 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上					
③ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上					
④ インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上					

## 秋田県伴走支援型特別保証（ウィズ・アフターコロナ枠）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への資金調達を行うにあたり、経営に係る現況・課題を克服するための取組事項などを盛り込んだ「経営行動計画書」を作成し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図るための制度です。

- 本制度の特徴  
 ○国から一部信用保証料の補助が受けられます。  
 ○金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告が必要です。

- 以下のいずれかの要件に該当する方がご利用できます。  
利用要件チェック  
 (1) セーフティネット4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)の認定を受けた方  
 (2) セーフティネット5号(売上高等の減少を要因とするものに限る)の認定を受け、かつ次のいずれかに該当すること  
 ①売上高等減少率が15%以上であること  
 ②売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること  
 (3) 次のいずれかに該当すること  
 ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること  
 ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

借入限度額	6,000万円
保証期間	10年以内（据置期間5年以内）
借入利率	1.55%
保証料率	(1) (2) 0.2% (3) 1.15%以下
資金使途	(1) (2) 経営の安定に必要な資金 (3) 事業に必要な資金

## 秋田県事業承継資金融資特別保証「バトンタッチ」

事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の財務要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。また、事業承継に係る計画及び財務内容等の経営状況について経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、借入利率が優遇されます。

- 本制度の特徴  
 ○経営者保証を不要とすることができる。  
 ○既存の借入金（経営者保証あり）について、本制度（経営者保証なし）で借り換えが可能。

- 以下の要件に該当する方がご利用できます。  
利用要件チェック  
 ①これから事業承継を予定している方又は令和2年1月以降に事業承継し、3年経過していない方  
 ②資産超過、返済緩和している借入金がない、法人と経営者の分離がなされている、EBITDA有利負債倍率10倍以内であること

借入限度額	2億円
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
借入利率	1.30%（経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、1.10%）
保証料率	0%（全額県補給）
資金使途	事業承継時までに必要な資金 既存の借入金返済資金 ※ただし、事業承継済みの方は、事業承継前の既存の借入金返済資金に限る。

# 主な保証制度一覧（国制度・協会制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和4年4月1日現在

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率 (企業負担、%)	担保	取扱金融機関	備考	
国・保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	100万円以上 5,000千万円以内	1年 (ただし、5回まで更新可能)	1.5以内	1.80以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。	
	経営相談付長期設備資金	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年		1.75以内			SDGsに賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行う方が対象となります。	
	当座貸越根保証	2億8千万円	2年 (更新可)	1.62以内	保証金額 5千万円までは 原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸、特定社債除く)、みずほ銀行、三菱UFJ銀行(特定社債のみ)、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(カード、カードmini除く)、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行(特定社債除く)、商工中金(カード、カードmini除く)、かづの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。		
	事業者カードローン	2,000万円			原則不要	金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。			
	小規模企業者カードローン	一般枠：300万円 創業者枠：100万円			原則不要	従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調度を支援します。			
	経営承継関連保証	経営承継	2億8千万円	10年	1.90以内	必要に応じ	約束手締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など)	
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	2億8千万円					事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)	
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	2億8千万円					他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など)	
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	2億8千万円					事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)	
	事業承継特別保証	承継特別	2億8千万円	10年	1.90以内 (経営者保証 コーディネーター の確認を受けた方は 1.15%以内)	必要に応じ	約束手締結金融機関	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。事業承継ネットワーク等が雇用する経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。	
	経営承継借換関連保証	承継借換	2億8千万円					1.90以内 (経営者保証 コーディネーター の確認を受けた方は 1.15%以内)	経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。事業承継ネットワーク等が雇用する経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料を引下げます。
	事業承継サポート保証	事業承継サポート	2億8千万円					1.15	事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。
	税理士推薦特別保証	税理士推薦	2,000万円 (直近における平均月商の3カ月の範囲内)	10年	1.90以内	原則不要		東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調度を支援します。	
	伴走支援型特別保証	伴走特別	6,000万円		1.15以内	必要に応じ		新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を支援します。	
	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	改善サポ感染	2億8,000万円	15年	0.20		新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調度を支援します。		
流動資産担保融資保証	流動資産	2億円	1年 (更新可)	0.68以内	在庫または売掛債権のみ		在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。		

# 主な保証制度一覧 (市町村制度)

令和4年4月1日現在

## ① 一般資金 (原則として、責任共有制度の対象となります)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	10年	1.75
男鹿市	マル男		1,500万円		
湯上市	マルK		2,000万円		
五城目町	マル五		1,000万円		
八郎潟町	マル八		1,000万円		
井川町	マル井		1,000万円		
大潟村	マル潟	1,000万円			
大館市	マル大	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
鹿角市	マル鹿		2,000万円		
北秋田市	マル北		1,500万円		
小坂町	マル坂		1,000万円		
上小阿仁村	マル上	1,000万円			
能代市	マル能	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
八峰町	マル樫		1,000万円		
三種町	マル三		2,000万円		
藤里町	マル藤		1,000万円		
由利本荘市	マル荘	運転・設備	2,000万円	7年	1.95
にかほ市	マルに		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
仙北市	マルセ		2,000万円		
美郷町	マル美		1,500万円		
横手市	マル横	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
湯沢市	マルゆ		2,000万円		
羽後町	マル羽		2,000万円	15年	所定
東成瀬村	マル東		運転 設備	1,000万円 2,000万円	10年

## ② 小規模事業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・従業員数20名以下(商業・サービス業の場合は5名以下)で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000万円以内となる小規模事業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55
男鹿市	マル男小		1,500万円		
湯上市	マルK小		1,250万円		
五城目町	マル五小		1,000万円		
八郎潟町	マル八小		1,000万円		
井川町	マル井小		1,000万円		
大潟村	マル潟小	1,000万円			
大館市	マル大小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
鹿角市	マル鹿小		2,000万円		
能代市	マル能小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55
八峰町	マル樫小		1,000万円		
三種町	マル三小		2,000万円		
藤里町	マル藤小		1,000万円		
由利本荘市	マル荘小	運転・設備	2,000万円	7年	1.75
にかほ市	マルに小		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
仙北市	マルセ小		1,250万円		
美郷町	マル美小		1,250万円		
横手市	マル横小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
湯沢市	マルゆ小		2,000万円		
羽後町	マル羽小		2,000万円	15年	所定
東成瀬村	マル東小		運転 設備	1,000万円 2,000万円	10年

## ③ 創業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・不動産取得に係る資金は対象外となります。(秋田市を除く)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市創業	運転・設備	2,000万円	10年	1.55 (1.75)
秋田市	マル市無		500万円		
男鹿市	マル男創業		1,000万円		
五城目町	マル五創業		1,000万円		
八郎潟町	マル八創業		1,000万円		
井川町	マル井創業		1,000万円		
大館市	マル大創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
鹿角市	マル鹿創業		1,000万円		
小坂町	マル坂創業		1,000万円		
能代市	マル能創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
八峰町	マル樫創業		1,000万円		
三種町	マル三創業		2,000万円		
藤里町	マル藤創業		1,000万円		
にかほ市	マルに創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.75
大仙市	マル仙創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
仙北市	マルセ創業		1,000万円		
美郷町	マル美創業		1,000万円		
横手市	マル横創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じてご提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)
- 保証料は各市町村で全額補給しております。
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。